

# 暮らしのお知らせ

手続きは市民課・支所の窓口で

## 戸籍の届け出

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し証明するものです。

子どもが生まれた時、結婚・離婚する時、家族が亡くなった時などは、市民課(市役所1階)または下総・大栄支所に届け出をしてください(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。

届け出をする時は、次のことに注意してください。また、外国籍の人は届け出の種類や国籍によって必要な書類が異なるため、事前に市民課(☎20・1525)へ問い合わせてください。

- 出生届：子どもの名前には、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナを使用する
- 死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出る
- 婚姻届：届け書に成人の証人(2人)が署名する。未成年者は父母の同意書を用意する

○離婚届：協議離婚の時は、届け書に成人の証人(2人)が署名する。離婚後も婚姻時の氏を称する場合、離婚の日から3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する

### 本人確認が必要です

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届を提出する際は、届け出にきた人の本人確認を行います。マイナンバーカードや運転免許証、写真付きの住民基本台帳カード、パスポート、保険証など、本人確認ができる物を持ってきてください。

### 休日の届け出

日曜日の午前8時30分～午後5時15分は、市民課で届け書を受け付けます。

それ以外の時間帯は休日夜間受付(市役所地下1階)で届け書を預かり、翌開庁日に審査した後、受理します。受理日は休日夜間受付

で預かった日となります。

添付書類が不足している場合などは、改めて提出してもらうことがあります。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

### 補助金を交付

## 住宅用省エネルギー設備

市では、住宅用省エネルギー設備を設置した人で、一定の要件を満たす場合に補助金を交付しています。補助金の交付要件は市ホームページ(<https://www.city.narita.achiba.jp/kurasu/page/11200.html>)で確認してください。



### 対象設備と補助額(上限額)

- 太陽光発電システム：9万円
- 燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)：10万円
- 定置用リチウムイオン蓄電池：7万円
- 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)機器：1万円

- 太陽熱利用システム：5万円
  - 地中熱利用システム：10万円
  - 断熱窓：8万円
  - 電気自動車など(EV・PHV)：15万円
  - 電気自動車充放電設備(V2H)：25万円
- ※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

### 分別して火災防止

## リチウムイオン電池の廃棄

電子たばこやモバイルバッテリーなどに内蔵されているリチウムイオン電池は、発火や爆発の恐れがあります。分別せずに廃棄すると火災や作業員のけがの原因となるので、家電量販店などのリサイクル協力店に持っていきましょう。

また、スマートフォンや携帯電話の本体・リチウムイオン電池は、携帯電話会社の店舗などでメーカーに關係なく無償で回収されます。

金物・陶磁器・ガラス類(黄色の指定袋)として出すこともでき

### 食生活の大切さを考える

## ちばの食育月間

ますが、個人情報取り扱いに注意し、必ず放電(電源が入らない状態)してから出してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

県では、旬の地元食材が豊富に出回る11月をちばの食育月間とし、食育の普及・啓発を行っています。この機会に、食に関する正しい知識を身に付け、食生活の大切さを考えましょう。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。



分別に協力を

## 資源物の回収

市では、紙類、衣類・布類を資源物として回収しています。

指定袋はありませんので、次の通り分別してごみ集積所へ出してください。

### 紙類

○新聞・雑誌・段ボール・紙パック：種類ごとにまとめ、ひもで十文字に縛る

○雑がみ(封筒、シユレッター古紙、お菓子・ティッシュの箱など)：ビニールや汚れを取り除いて紙袋に入れ、ひもで十文字に縛る(シユレッター古紙は透明なビニール袋でも可)

### 衣類・布類

○スーツ・Tシャツ・ハンカチなど：雨にぬれないように透明な

ビニール袋に入れる

### 雑がみ保管袋を配布

家庭での雑がみの分別をしやすくするため、雑がみ保管袋を配布していますので利用してください。

配布場所：クリーン推進課(市役所5階)、下総・大栄支所、各公民館など

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

### 改正されました

## 千葉県最低賃金

県内全ての事業所で働く労働者(パート、アルバイトを含む)に適用される千葉県最低賃金が時間額1,026円に改正されました。この最低賃金額には、一部の手当や賞与などは含まれません。

なお、このほかに業種により定められている特定最低賃金があります。

※くわしくは千葉労働局賃金室(☎043・221・2328)へ。

### 市役所の省エネ対策

## ウォームビズの実施

市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた省エネ対策を行っています。

その取り組みの一つとしてウォームビズ(室温19℃を目安とした空調の稼働、重ね着や膝掛けなどを活用した過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。皆様のご理解をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

## 市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

10月1日(日)～15日(日)

3日	道路整備促進期成同盟会全国協議会理事会・要望活動
5日	大利根地区敬老会 下総高校自動車部本田宗一郎杯Hondaエコマイレージ全国大会優勝報告会
6日	獣魂祭
7日	成田スポーツフェスティバル
8日	中郷地区敬老会
9日	ラ・フェスタ・ミツレミリア
10日	韓国仁川広域市中央区行政訪問団歓迎会 アイルランド大使表敬訪問
11日	日栄学園日本自動車大学校表彰台獲得報告会 成田市・国際医療福祉大学地域連携推進協議会
14日	成田弦まつり 成田空港周辺中学生英語スピーチコンテスト 中台地区敬老会



笑顔で見送る(9日)

一人で抱え込まずに相談を

## 女性に対する

### 暴力をなくす運動

毎年11月12日～25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

これに合わせ、女性の人権ホットラインでは時間を延長して相談に応じます。

### 女性の人権ホットライン

日時：11月15日(水)～21日(火) 午前8時30分～午後7時(18日(土)・19日(日)は午前10時～午後5時)

内容：配偶者などからの暴力、ストーカー被害など、女性の人権問題に関する相談

電話番号：0570・070・810

### 県女性サポートセンター

時間：24時間年中無休

内容：配偶者などからの暴力や家庭・生活などに関する相談

電話番号：043・206・8002

※くわしくは各相談窓口へ。

### 5カ条の精神を未来へ

## 成田市民憲章の推進

成田市民憲章は、市民の幸せを願い、未来への理想を掲げ、昭和

46年11月3日に制定されました。

「住んでいて良かった」「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを推進していくために、市民憲章が掲げる5カ条の精神を未来へ継承していきましょう。

## 成田市民憲章

信仰のまち、世界に通ずるまち成田はわたくしたちのふるさとです。

ゆたかな自然と文化にめぐまれてきたわたくしたち成田市民は、大きな希望と誇りをもって世界に伸びようとしています。

わたくしたちは、成田のかがやかしい発展とおたがいのしあわせをねがい、この市民憲章をさだめます。

一 親切な心で平和な成田をつくりましょう。

一 よろこんで働き豊かな成田をつくりましょう。

一 きまわりをまもり住みよい成田をつくりましょう。

一 自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう。

一 若い力をそだて明るい成田をつくりましょう。

※くわしくは総務課(☎20・1510)へ。

防災行政無線でテスト

全国瞬時警報システム

全国瞬時警報システム(Ｊアラート)は、自然災害に関わる特別警報など、国から送られる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。

放送を聞き逃した時は、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認できます。

当日の災害発生状況や気象状況により中止になる場合があります。

日時 11月15日(水)午前11時

放送内容 1これはＪアラートのテストです(3回繰り返し)、こちらは防災なりたです

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

内窓で夜間の航空機騒音対策を

住宅防音工事

市では、成田空港の更なる機能強化に伴う夜間の騒音対策としての寝室への内窓設置工事のほか、

騒防法第一種区域や、その外側の隣接区域で受けられる防音工事などの申請を受け付けています。また、防音工事での設置から10年以上が経過し、機能が低下したエアコン・換気扇の更新工事の申請も受け付けています。

内窓効果体験住宅の見学

成田国際空港(株)では、内窓の防音効果が体験できる住宅(西大須賀1775・1)を設けています。

見学を希望する人は、同社(☎0570・0000・955)へ申し込んでください。

※防音工事は対象区域などの要件があります。くわしくは空港対策課(☎20・1521)へ。

所有者は早めに草刈りを

土地の適正管理

空き地の雑草を伸びたままにしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となったりするなど、周囲に迷惑がかかります。また、通行の妨げや火災の原因となりかねません。空き地の所有者は早めに草を刈るなど、土地を適正に管理してください。

市では、草刈り機を無料(刈り

刃と燃料は自己負担)で貸し出していますので利用してください。 ※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

国税庁の取り組みを紹介

税を考える週間

毎年11月11日、17日は税を考える週間です。

税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/week/aboutweek.htm>)で国税庁の取り組みなどを最新のデータで分かりやすく紹介するほか、税務職員の業務を映像で紹介しています。

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

子どもの居場所づくりのため

成田わくわくひろば

成田わくわくひろば実施協議会では、小学生を対象に遊びや学習の場を提供する成田わくわくひろばを実施しています。

現在活動が行われていない地区で、新たに立ち上げ、運営する人を募集します。

活動実績などの詳細は市ホームページ([https://www.city.naritachiba.jp/bunka\\_sports/page204400.html](https://www.city.naritachiba.jp/bunka_sports/page204400.html))を確認してください。

活動内容 体験学習などの企画・運営

※くわしくは生涯学習課(☎20・1583)へ。

11月6日から配布します

給与支払報告書の様式

令和6年度給与支払報告書の様式を11月6日(月)から市民税課(市役所2階)で配布します。100部以上必要な場合は、事前に同課(☎20・1513)へ問い合わせてください。なお、そのほかの年末調整関係用紙は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)で配布します。

※くわしくは、給与支払報告書の様式については市民税課、そのほかの年末調整関係用紙については成田税務署(☎28・5151)へ。

飼い主は責任をもって

動物による

危害防止対策強化月間

動物を飼っている人は、次のことに注意しましょう。

○犬を飼う時は必ず登録し、狂犬病予防注射を毎年受けさせる

○犬の放し飼いはしない

○犬の散歩は短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散歩中にした排せつ物は持ち帰る

○猫は室内で飼う

○動物に迷子札などを付け、飼い主が分かるようにする

捨て犬・捨て猫の禁止

動物を捨てる行為は犯罪で、法律で100万円以下の罰金が科されます。捨てられて保護された犬・猫は、引き取る人がいないと処分されます。ペットは責任をもって最後まで面倒を見ましょう。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。



大切な家族と一緒に